

## 住民税非課税及び均等割のみ課税判定に関するQ&A

### Q 1 非課税及び均等割の課税世帯の判定はどの時点のものか。

A 1 今回の給付金の対象は、令和5年度市県民税が非課税もしくは均等割のみ課税となっている世帯です。

令和5年度の市県民税は令和4年1月1日～12月31日までの収入や世帯状況等が算定対象となっています。

### Q 2 非課税世帯、均等割のみ世帯なのに市から案内が届かないのはなぜか。

A 2 世帯全員が課税者の扶養（※）となっている場合は該当になりません。

（※）扶養 … 扶養という用語には税法上の扶養控除対象となる扶養や健康保険の扶養、給与の手当の対象となる扶養などあるが、このQ&Aでいう扶養は税法上の扶養を指す。

### Q 3 自分は扶養となった覚えはない。誰の扶養になっているのか。

A 3 基本的には扶養をする側（世帯主など）の申告に基づき扶養控除を認定しているので、市が勝手に扶養親族とすることはありません。

### Q 4 扶養から外してもらいたいがどうすれば良いか。

A 4 扶養者が申告をする必要があります。所得税が課税されている場合は税務署で確定申告もしくは修正申告をしてください。その他の場合は市で申告を受け付けられる場合がありますので、税務課へお問い合わせください。なお、扶養控除が外れると申告者の所得税と市県民税が高くなる場合があります。

#### <非課税世帯とは>

個人市民税・県民税（以下、住民税）は均等割と所得割があり、どちらも課税されていないものを非課税という。非課税世帯とは、世帯全員がこの非課税の世帯をいう。

#### <均等割のみ課税世帯>

所得割が課税されておらず、均等割のみ又は非課税の人で構成された世帯をいう。

#### <非課税、均等割のみ課税の所得要件>

住民税や所得割が非課税となる所得の範囲は、本人の状況と扶養人数により異なる。本人が障害者、ひとり親・寡婦、未成年者の場合 …合計所得135万円以下は非課税

●扶養人数ごとの非課税又は均等割のみ課税の範囲

扶養人数	住民税が非課税となる所得 【合計所得額】	所得割が非課税（均等割のみ課税）となる所得 【総所得額】
0人	380,000円以下	450,000円以下
1人	828,000円以下	1,120,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,470,000円以下
3人	1,388,000円以下	1,820,000円以下
4人	1,668,000円以下	2,170,000円以下
5人	1,948,000円以下	2,520,000円以下
計算式	280,000円×(扶養親族+1) + 100,000円+168,000円	350,000円×(扶養親族+1) + 100,000円+320,000円

※表の右欄の所得額を超えていても、総所得額より所得控除額の方が大きいと、所得割が課税されず、均等割のみ課税となる。

<収入と所得の違い>

自営業や農業は収入から経費を引いたものが所得となる。

給与収入は収入金額から給与所得控除額を引いた額が所得となる。

Ex.) 162万円までは55万円控除→ 給与所得107万円

年金収入は収入金額から公的年金等控除額を引いた額が所得となる。

Ex.) 65歳未満は130万円までは60万円控除→ 年金所得70万円

65歳以上は330万円までは110万円控除→ 年金所得220万円

<未申告者とは>

課税するための資料（給報、確定申告、市民税申告等）がない人

給与収入や老齢年金収入がある人は、申告をしなくても支払者から税務課に報告があることから、未申告とはならない。

障害年金や失業保険など税法上の所得とならない所得しかない場合は、その旨を申告しなければ未申告となる。

所得が全くない場合で誰の扶養親族にもなっていない場合は、市民税県民税申告が必要となり、申告がない場合は未申告となる。

市外に住む者の扶養親族となっている場合も、申告がなければ未申告となる。

<住民税賦課の基準日>

令和5年1月1日

この日に上越市に住民登録がない場合は、上越市では課税状況が把握できない場合がある。